

— 皆様のご意見をお寄せください —

(仮称) 杉並区災害時における相互支援
に関する条例 (案) について

平成 24 年 12 月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害を受けた区市町村に対する積極的な支援を迅速かつ適切に実施できる体制を整備することを目的として制定する予定の「(仮称) 杉並区災害時における相互支援に関する条例」(案) につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づく区民等の意見提出手続（パブリックコメント）により、皆様のご意見を伺います。

郵便、FAX、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙により、ご意見をお寄せください。また、区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する区の考え方は、平成25年2月に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

危機管理室防災課（区役所西棟6階）、区政資料室（区役所西棟2階）、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

（各閲覧場所の休業日を除く）

◎ 意見募集期間 平成24年12月1日（土）～平成25年1月4日（金）

◎ 意見提出先 杉並区危機管理室防災課
〒166-8750 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03-3312-9402
E-mail bosai-k@city.suginami.lg.jp

◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ 問い合わせ先 杉並区危機管理室防災課
TEL 03-3312-2111（代表）

～（仮称）杉並区災害時における相互支援に関する条例（案）について～

○条例制定の背景と意義

区では、これまで、地震に強い都市づくりの推進や地域防災力の向上などの予防対策、震災発生後の区の活動体制を始めとする応急対策の充実強化など総合的な防災対策に取り組んできました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、今後はこれまでの防災対策に加え、被災した自治体だけでは対応が困難な大規模災害に備えるため、基礎自治体間の連携による相互支援の仕組みの充実と強化が求められています。

このような認識に基づき、相互支援を推進するための法的根拠となる条例を制定することを通し、支援に係る体制の構築と強化を図っていきます。

また、こうした条例を災害時における相互支援の協定を締結している自治体と連携して制定し、広く内外に明らかにすることを通し、相互支援の仕組みの全国的な普及・展開が期待されます。

○条例（案）のもとになる条例大綱は以下のとおりとなります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、住民の生命と財産を守る区市町村の役割の大切さを再認識させるとともに、被災した区市町村のみで対応が困難な災害に対しては、区市町村間の相互支援の仕組みが有効に機能することを明らかにした。このことから、災害時には多くの区市町村と緊密な連携を図りながら実効性のある支援を実施し、また、同時に支援を求めることができる関係づくりを進め、区の災害対応力を高めることを目指し、この条例を制定する。

1 目的

この条例は、法令に定めるもののほか、災害時における区市町村間の相互の支援（以下「相互支援」という。）に関する基本的事項を定めることにより、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害を受けた区市町村に対する積極的な支援を迅速かつ適切に実施できる体制を整備することを目的とすることとする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。

ア 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害

をいう。

イ 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。

3 相互支援の推進

(1) 杉並区長（以下「区長」という。）は、相互支援が円滑に実施されるようにするため、区が他の区市町村からの支援を受ける場合及び他の区市町村の支援を行う場合の具体的な方策について、あらかじめ定めるものとする。

(2) 区長は、相互支援に関する必要な事項を定めた協定を締結する区市町村の確保に努めるものとする。

(3) 区長は、災害時の円滑な連携を図るため、(2)の協定を締結した区市町村（以下「協定先自治体」という。）との交流の促進に努めるものとする。

4 災害時の支援の要請

区長は、区の区域において災害が発生し、区民の生命、身体及び財産を保護するため区以外からの支援が必要と認めるときは、協定先自治体に対し支援を要請するものとする。

5 協定先自治体への支援

(1) 区長は、被災した協定先自治体からの要請に応じ、特段の事情がある場合を除き、次に掲げる支援を行うものとする。

ア 防災備蓄物資その他の物資の供与

イ 防災資機材等の供与又は貸与

ウ 物資及び防災資機材等の輸送

エ 災害応急対策等に従事する職員の派遣

オ その他区長が特に必要と認める支援

(2) 区長は、(1)の支援を行うときは、被災した協定先自治体の負担を軽減するため、主体的に、被災状況及び必要な支援について把握するよう努めるものとする。

6 他の協定先自治体との連携

(1) 区長は、5の支援を行うときは、他の協定先自治体に対し、連携した支援を行うことを要請することができるものとする。

(2) 区長は、(1)の要請に応じた協定先自治体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならないものとする。

(3) 区長は、協定先自治体から当該協定先自治体が協定の締結等をしている区市町村が被災し、これに対し連携した支援の要請を求められたときは、当該要請を行った協定先自治体との協議により必要な支援を行うことができるものとする。

7 費用の支弁及び負担

- (1) 区は、5の支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、区は、法令により負担区分が定められているものを除き、被災した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができることとする。
- (2) 区は、6(1)の規定により連携した支援を要請したときは、法令により負担区分が定められているものを除き、当該要請に応じた協定先自治体と協議の上、当該協定先自治体が支弁した費用を負担することができる。この場合において、区は、被災した協定先自治体と協議の上、当該被災した協定先自治体に対し、区が負担した費用の負担を求めることができることとする。
- (3) 区は、6(3)の規定により連携した支援の要請に応じて支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、区は、法令により負担区分が定められているものを除き、当該支援を要請した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができることとする。

8 区民等の支援活動に対する援助

区長は、区民又は区民の所属する団体が協定先自治体等の被災者を支援する活動を行うときは、別に定めるところにより、当該区民又は区民の所属する団体に対して必要な援助を行うことができることとする。

「(仮称)杉並区災害時における相互支援に関する条例(案)」に対する意見書

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前： _____	ご住所 _____
------------	-----------

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 _____	ご住所 _____
勤務先 _____	
学校名 _____	所在地 _____

3 事業者の方

事業者名 _____	所在地 _____	代表者名 _____
------------	-----------	------------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】 ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはFAXでお送りください。

☆ 期 限 平成25年1月4日（金）必着

☆ 提出先 杉並区危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03（3312）2111（代表）

FAX 03（3312）9402

◎ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・区ホームページで平成25年2月に公表する予定です。